

令和8年4月8日(水)～5月6日(水)まで

# 緑を火災から守る運動



## ⚠️今年は山火事が全国で多発中⚠️

枯草の焼却の火が燃え広がることが火災原因の多くを占めています。焼却による処分ではなく、たい肥化や枝葉の回収の検討し、それでもたき火を行う時は次のことに注意をお願いします。

### たき火を行う際の5つの注意点

- ① 風の強い日は行わない。
- ② 枯草などの燃えやすい物の近くで行わない。
- ③ たき火を行っている間はその場を絶対に離れず、離れる時は必ず火を消す。
- ④ 水の入ったバケツや消火器を必ず準備する。
- ⑤ 家庭ごみの焼却は法律で禁止されています。

お問合せ  
TEL 026-554-8001

長野市消防局中央消防署



# 林野火災注意報・警報

の運用を開始しました

発令時は**火の使用が制限**されます

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	次のいずれかに該当する場合 ◆ 合計降水量が前3日間1mm以下かつ前30日間30mm以下の場合 ◆ 合計降水量が前3日間1mm以下かつ気象台から乾燥注意報が発表された場合	◆ 林野火災注意報の発令基準に加え、気象台から強風注意報が発表された場合
	当日の気象状況等によって発令しない場合があります。	
火の使用制限	◆ 山林、原野等において火入れをしないこと。 ◆ 煙火（花火）を消費しないこと。 ◆ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 ◆ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。 ◆ 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火の粉を始末すること。	
罰則	努力義務（罰則無し）	30万円以下の罰金又は拘留
対象期間	毎年1月1日から5月31日までの間（大規模林野火災の多発期）	
対象地域	長野市（都市計画法第7条の市街化区域を除く）、信濃町、飯綱町、小川村 ※都市計画法第7条の市街化区域については、長野市ホームページをご覧ください。	
発令広報	同報無線屋外スピーカー、消防車両等による巡回 長野市ホームページ	

この運用は、全国的に発生している大規模な林野火災を受けて、森林や住民の方の生命及び財産を守るために、開始したものです。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。



◀ 市ホームページ

## 長野市消防局

Nagano City Fire Department

問合わせ先  
TEL 026-227-8001